

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-14
処分の種類	第1種製造者の許可の取消し			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第38条			
処分の概要	第1種製造者が、正当な事由がないのに1年以内に製造を開始せず、又は1年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				